## 8 農業経営基盤強化促進法のしくみ

農業経営基盤強化促進法(以下「基盤強化法」という。)は、育成すべき効率的かつ 安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向け農業経営の改善を 計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積など農業経営基盤の強化を 促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与すること を目的に平成5年に制定されており、特定農業法人制度や認定農業者制度を含めた全 体の仕組みは次のとおりです。

(※「農業経営基盤強化促進法」は、平成5年に「農用地利用増進法」から名称変更されました)

